

○上越教育大学学生会館利用規程

(平成16年4月1日規程第78号)

最終改正 平成31年2月6日規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、上越教育大学学生会館（以下「学生会館」という。）の利用について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生会館は、上越教育大学（以下「本学」という。）の学生及び職員等の福利厚生に資するとともに、学生の課外活動の促進に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条 学生会館は、学長が管理運営する。

2 学生会館の管理運営に関する事項は、学生委員会において審議する。

(利用者の範囲)

第4条 学生会館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学生

(2) 役員及び職員

(3) 本学が主催し、若しくは共催し、又は後援する行事等の出席者

(4) その他学長が適当と認めた者

(利用日時)

第5条 学生会館の利用時間は、9時から22時までとする。

2 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの間は、休館日とする。

3 学生会館における食堂等の利用時間、営業日等は、前2項の規定にかかわらず、別に定める。

4 学長は、必要があると認めたときは、前3項に規定する利用時間又は休館日を臨時に変更することができる。

(利用手続)

第6条 集会室等の施設を利用しようとする者は、上越教育大学学生規則（平成16年規則第23号）第37条に規定する施設等使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し)

第7条 学長は、利用者がこの規程その他学内規則等に違反し、又は利用許可の条件に違反したときは、利用の許可を取消し、又は利用を中止させることができる。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 目的以外の用途に利用しないこと。

(2) 利用場所及び周辺の静穏な秩序を乱さないこと。

(3) 火気の取扱いを慎重にし、火災予防に留意すること。

- (4) 設備及び備品の保全に留意すること。
- (5) その他係員の指示事項を厳守すること。

(損害賠償)

第 9 条 利用者が、故意又は過失により施設等を汚損し、損傷し、又は紛失したときは、その原状回復に要する費用を弁償しなければならない。

(事務の処理)

第 10 条 大学会館に関する事務は、学生支援課において処理する。

(細則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第7号（平成31年2月6日））

この規程は、平成31年2月6日から施行する。